

設置型濁度計の更新作業

仕 様 書

1. 件名

設置型濁度計の更新作業

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「原子力機構」)では、河川周辺の被ばく評価に係る基礎情報の一つとして、河川に設置している濁度計を用いてデータを取得している。本作業は、設置中の濁度計の更新作業を請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、十分な安全上の対策を施した上で、受注者の責任と負担において作業計画立案し、更新作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

福島県双葉郡大熊町大字熊川字八坂 93 番 2 (帰還困難区域内)

4. 納期

令和 8 年 3 月 27 日(金)

5. 作業内容

5. 1 作業内容及び項目

- (1) 事前準備
- (2) 濁度計の準備
- (3) 濁度計の更新作業

5. 2 作業内容及び方法等

(1) 事前準備

作業に必要な以下の書類を作成すること。なお、書類の様式は機構様式とする。

- ①リスクアセスメント
- ②作業計画書
- ③安全衛生チェックリスト
- ④作業体制
- ⑤作業安全組織図(責任者届を含む^{*1})
- ⑥作業者名簿
- ⑦作業手順書
- ⑧工程表
- ⑨緊急連絡体制図

*1: 作業責任者等認定制度に係る認定者がいない場合、機構に受講申請を行い業務開始までに認定を受けること。

(2) 濁度計の準備

設置する濁度計及びメンテナンス部品を準備すること。詳細は以下に示す。

メーカー	型番	品名	数量
In-situ 社	0050710	AquaTROLL 500 多 項目水質計 本体	1 本
〃	0063490	水温センサー	1 本
〃	0063480	濁度センサー	2 本
〃	0063500	センターワイパーモジ ュール 500/600 用	2 式
〃	0063510	センサーダミープラグ	2 点
〃	－	20m フィールドケーブ ル(AquaTROLL 用)	1 点
〃	－	メンテナンスキット (AquaTROLL500/600 用)	3 式

(3)濁度計の更新作業

「3.作業実施場所」に設置済みの濁度計を「5.2(2)」で準備した濁度計に更新すること。更新後、後述するサンプラーとの接続状況やデータを確認し、正常に動作することを確認すること。確認用のPC及びflowlink(ソフトウェア)は原子力機構より貸与できる。

既存の濁度計の設置状況を以下の図1から3に示す。濁度計は図1のコンテナ内のISCO社6712型のサンプラーに接続中である。濁度計自体は図2のように河川に設置中である。濁度計はφ67mmの保護管内に設置している状況である(詳細は図3参照)。コンテナから濁度センサーまでは高低差約5m、直線距離約10m程度となる。



図1 コンテナ外観



図2 濁度計設置箇所

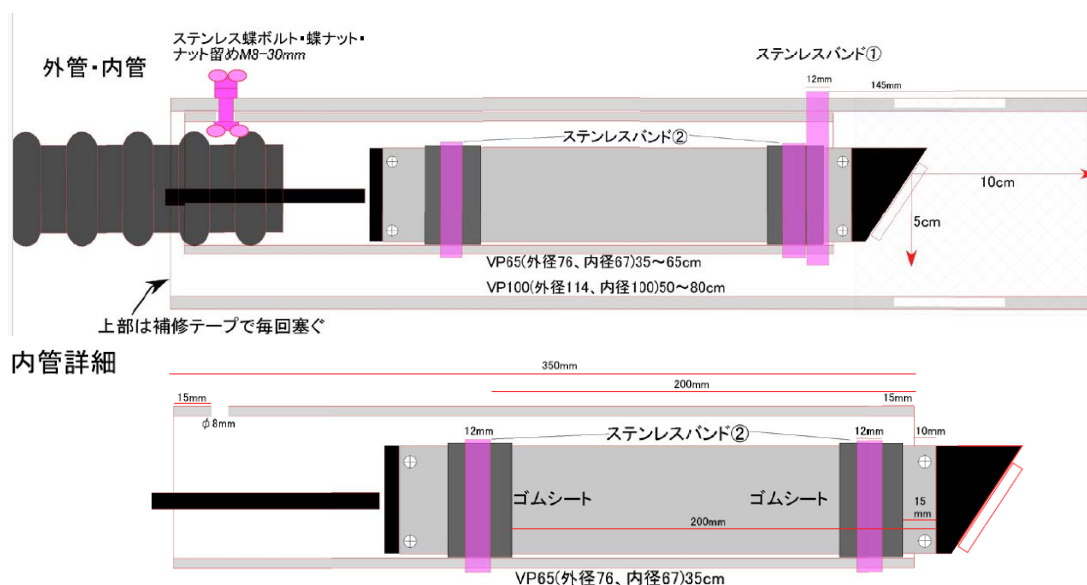


図3 既存濁度計保護管の断面図

6. 業務に必要な資格等

機構の作業責任者認定証(認定が無い場合、業務開始までに受講申請すること)
帰還困難区域への入域証(業務開始までに原子力機構が準備する)

7. 支給物品及び貸与品

(1) 支給品

無し。作業に必要な消耗品類は受注者が負担すること

(2) 貸与品

既存設備の施工図(濁度計設置箇所含む)
ノート PC1 台(flowlink インストール済み)

8. 提出資料

①リスクアセスメント等 ^{*1}	契約締結後速やかに	1 部
②委任又は下請負届(原子力機構様式) ^{*2}	契約締結後速やかに	1 部
③作業日報の電子データ	毎作業終了時	1 部
④作業報告書の原稿・図表の電子データ ^{*3}	作業終了後速やかに	1 式
⑤原子力機構の指示によるもの	その都度	1 式

上記提出書類及び図面は、原則として A4 版で作成すること。

*1:5.2(1)で準備した書類一式

*2:委任又は下請負が生じた場合

*3:報告書の文書は Microsoft Word、表は Microsoft Excel 及び図は jpeg 形式もしくは tiff 形式等で読み書き可能なファイル形式とすること。

(提出場所)

〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45-169
福島県環境創造センター環境放射線センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
廃炉環境国際共同研究センター 環境モニタリンググループ

9. 検収条件

「8. 提出書類」の提出並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、作業完了とする。

10. 適用法規・規則等

(1) 法規等

- ①労働安全衛生法
- ②その他、作業に必要な法規

11. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し作業を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、従業員に対して労基法、労安法その他法令上の責任並びに従業員の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (3) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ちださないこと。
- (4) 受注者は、本作業の実施に当たって、自治体や地元関係者に誠意をもって接すること。また、原子力機構が行なう事務手続きに協力するとともに、自治体や地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合は、原子力機構の承諾を得た上で、適切に回答すること。
- (5) 当該作業範囲では、原子力機構、自治体等が管理する他の調査、工事等が実施されている場合がある。受注者は、原子力機構の指示に従い、それらの調査、工事等と協力して現場における円滑な作業の遂行に協力すること。
- (6) 受注者は作業を実施することにより取得した当該作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の許可なく発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の了解を得た場合はこの限りではない。
- (7) 納入物件の所有権及び著作権、その他技術情報に関わるものの権利は、原子力機構に帰属するものとする。
- (8) 作業報告書の作成に際しては、著作権侵害について留意すること。(9) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (9) 本作業は、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当を従事者に支給すること。
- (10) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書(労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面)に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

- (11) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則 3 ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- (12) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、原子力機構に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

12. 検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 廃炉環境国際共同研究センター

環境モニタリンググループ グループ員

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. その他

(1) 協議

本仕様書に記載されている事項及び、本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うこと。なお、協議の内容については、適宜議事録を作成すること。

(2) 保証

作業報告書の検収後 1 年以内に受注者の責に帰する問題点等が発見された場合は、無償にて速やかに必要な措置を講ずること。

以 上